

一般社団法人脳体力振興協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当協会は、一般社団法人脳体力振興協会と称し、英文では、Association for Promoting Powerful Brain (APPB)する。

(事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 当協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当協会は、脳体力の概念の普及啓発、脳体力向上のためのソリューション開発、セミナーや教育プログラムなどを通じて、幅広い年代の一人ひとりのウェルビーイングに資することを目的とし、その目的に資するため、以下の事業を行う。

- (1) 脳体力の普及啓発、実践、ソリューション開発を目的とした講座の実施
- (2) 分野別の脳体力に関する調査・研究
- (3) 脳体力の向上に資する商品の認定
- (4) 全体・業界毎のセミナー企画運営
- (5) 脳体力を既に取り入れた自治体・企業等の分野別の活用を共有するサロン運営
- (6) 会員企業向けの有料コンサルティング
- (7) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当協会の公告は、当協会のホームページに掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 当協会の会員は、次の6種とする。

- (1) 学会会員(個人)
当協会の目的に賛同する研究者・臨床医(Phd・MD)の方
- (2) 医療・介護職会員(個人)
当協会の目的に賛同する医療・介護の国家資格保有者の方。及び当協会が認める資格保有者の方

(3) 自治体・社協会員(法人)

当協会の目的に賛同し、脳体力トレーナーCogEvoを住民向けサービスに活用、及び脳体力の普及に寄与している自治体・社会福祉協議会
(自治体系の医療機関等を除く)

(4) 法人会員A

当協会の目的に賛同する法人。理事会の承認により、評議委員会に参加できる

(5) 法人会員B

当協会の目的に賛同する法人

(6) 個人会員

当協会の目的に賛同する個人の方。学会会員、医療・介護職会員、自治体・社協会員または学生会員以外の方

(7) 学生会員

当協会の目的に賛同する学生の方。学会会員、医療・介護職会員、自治体・社協会員または個人会員以外の方

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を当協会に提出することにより、入会の申込みを行うものとする。ただし、法人会員として入会の申込を行う場合、当協会の学会会員、自治体・社協会員または法人会員のうち2名の推薦を受ける必要がある。

学会会員、医療・介護職会員、個人会員については、当協会の学会会員、自治体・社協会員・法人会員または個人会員のうち1名の推薦を受ける必要がある。推薦者がいない場合は、別途面談を行うものとする。

2 前項による入会申し込みがあった場合、理事会にて入会の許否を判断するものとする。

(会費等)

第7条 会員は、この協会の活動に必要な経費に充てるため、会費として、理事会において定める額を支払う義務を負う。

2 会費は理事会で、別紙1の通り会員の種別ごとに定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの協会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、社員総会(評

議員会)の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会(評議員会)の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会(評議員会)で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費が3年分以上未納であったとき。
- (2) 当該会員が死亡又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(評議員)

第12条 設立時社員、及び会員の中から評議員となることを希望し理事会の承認を得た者を評議員とし、評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

第3章 役員

(役員)

第13条 当協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、社員総会(評議員会)の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることがで

きない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当協会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（定時評議員会）の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第13条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、社員総会（評議員会）の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第19条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当協会から受ける財産上の利益は、社員総会（評議員会）の決議によって定める。

(取引の制限)

第20条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当協会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当協会との取引
- (3) 当協会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第21条 当協会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当協会は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該協会の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第22条 当協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員の選定及び解職
- (5) その他法令又は定款に規定する事項

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 理事会は、感染症、災害又は紛争等が発生した場合その他代表理事が必要と認めるときは、オンライン（ただし、相互に映像及び音声の送受信が可能な場合に限る。以下、同様とする。）での参加を組み合わせることで開催することができる。この場合、オンラインによる参加をもって当該理事会に出席したものとみなす。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第27条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電子メールその他電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しな

い。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第30条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 委員会

(委員会)

第31条 この協会の目的及び事業を達成するため、必要に応じて、委員会を設置することができる。

2 委員会の設置及び委員の人选は、理事会の決議を経て行う。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当協会の事業年度は、毎年1月1日から(翌年)12月31日までの年1期とする。

第8章 補則

(細則等への委任)

第33条 この定款に定めるもののほか、この協会の運営のために必要な細則は、理事会又は社員総会(評議員会)の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本会則は令和6年1月19日より施行する。

(別紙1)

会員名	対象	年会費
学術会員(Phd・MD) 【個人】	当協会の目的に賛同する研究者・臨床医(Phd・MD)の方	3,000円
医療・介護職会員 【個人】	当協会の目的に賛同する医療・介護の国家資格保有者の方。及び当協会が認める資格保有者の方	3,000円
自治体・社協会員 【法人】	当協会の目的に賛同し、脳体力トレーナーCogEvoを住民向けサービスに活用、及び脳体力の普及に寄与している自治体・社会福祉協議会 (自治体系の医療機関等を除く)	無料
法人会員A	当協会の目的に賛同する法人 ※理事会の承認による	200,000円 /1口以上
法人会員B	当協会の目的に賛同する法人	100,000円 /1口以上
個人会員	一般	6,000円
学生会員	学生・大学院生	無料

会員制度について

初版：2024/1/19
第2版：2024/3/6
第3版：2024/9/18